

東京都

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離島・ 半島	有人国 境離島	備 考
2010010	泉津	センズ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島			○			S26.7.10	H2.8.18	離島	国境離島	
2010020	差木地	サンキジ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島			○			S30.10.21	H1.4.17	離島	国境離島	
2010030	野増	ノマシ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島			○			S27.6.23	H2.8.18	離島	国境離島	
2010040	元町	モトマチ	1	大島町(大島)	東京都	元 町			○	○		S26.7.10	S63.12.17	離島	国境離島	
2010050	岡田	オカダ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島			○	○		S27.7.29		離島	国境離島	
2010060	羽伏	ハブシ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま						S27.7.29	H26.5.29	離島	国境離島	
2010070	若郷	ワカコウ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま			○			S27.6.23		離島	国境離島	
2010080	野伏	ノブシ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま						S26.7.10	H2.7.2	離島	国境離島	
2010090	小浜	コハマ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま						S27.6.23	S52.2.24	離島	国境離島	
2010100	大久保	オオクボ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島				○		S27.7.29	H2.7.2	離島	特定国境離島	
2010110	湯の浜	ユノハマ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島						S30.10.21	H1.10.25	離島	特定国境離島	
2010120	伊ヶ谷	イカヤ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島						S27.6.23	H16.7.16	離島	特定国境離島	
2010130	出鼻	デバナ	1	八丈町(八丈島)	八丈町	八 丈 島						S29.10.30		離島	特定国境離島	
2010140	洞輪沢	ホウワザワ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島			○			S27.6.23	H2.8.18	離島	特定国境離島	
2010150	中ノ郷	ナカノコウ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島						S27.6.23		離島	特定国境離島	
2010170	ナツマド	ナツマド	1	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島						S27.6.23		離島	特定国境離島	
2020010	坪田	ツボタ	2	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島						S26.7.10		離島	特定国境離島	
2040010	阿古	アコ	4	三宅村(三宅島)	東京都	三 宅 島			○			S26.7.10	H27.3.26	離島	特定国境離島	
2040020	神湊	カミナ	4	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島			○	○		S26.7.10	S52.11.30	離島	特定国境離島	
2040030	八重根	ヤエネ	4	八丈町(八丈島)	東京都	八 丈 島			○	○		S26.7.10	H10.5.8	離島	特定国境離島	
2040040	三浦	ミウラ	4	神津島村(神津島)	東京都	神 津 島		2				S30.10.21	S53.7.8	離島	国境離島	
2040050	二見	フタミ	4	小笠原村父島	東京都	小笠原島						S45.6.15	H27.3.26		国境離島	
2040060	母島	ハハシマ	4	小笠原村母島	東京都	小笠原母島						S63.3.31	H27.3.26		国境離島	

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。